## 議第1227号 横浜国際港都建設計画地区計画の決定

議第1227号 横浜国际港都建設計画地区計画の沃定 名 称 恩田駅南地区地区計画						
位置			青葉区あかね台一丁		面積	約 5. 8ha
地区計画の目標			本地区計画は、地区内に立地する車両工場において、公共交通機関の安全性の確保や防災性の向上に資する機能強化を図るとともに、これらの機能強化を契機に、近隣の住宅地や親水広場など周辺環境との調和を図りながら、周辺の生活利便性向上のための公益施設等の立地を図ることを目標とする。			
区域の整備、	土地利用の 方針		地区計画の目標を実現するため、2地区に区分し、それぞれの土地利用の方針を次のように定める。A地区については、親水広場との調和を図りながら車両工場を主体とした土地利用を進めるとともに、奈良川の対岸からの安全な歩行者動線を確保した上で、周辺の生活利便性向上のための公益施設等の立地を図る。B地区については周辺住宅地等に配慮しながら車両工場の立地を図る。			
開発及び保全	地区施設の 整備の方針		より快適な歩行者空間を確保するために、区域の南側の歩道沿いに歩道状空地を整備する。区域の北東側に、河川及び親水広場と調和した緑地1を配置する。また、区域の南西側の既存樹木を保全しながら、近隣の住宅地と調和したまとまりのある緑地2を配置する。			
保全に関する方針	建築物等の整備の方針		建築物等の整備の方針を、各地区の特性に応じ次のように定める。  1 A地区			
	緑化の方針		河川や親水広場、近隣住宅地など周辺環境との調和を図り、既存樹木を保全しながら緑化を推進する。			
地	地区施設の		歩道状空地 幅員 1.0m 延長約 170m			
区	配置	置及び規模	緑地 1 面積約 1,740 ㎡			
整備			緑地2	面積約 790 m²		
計画		地区の     名       区分     面       積	A地区			B地区
			約 4. 4ha			約 1.4ha
	建築物等に関する事項	建築物の 用途の制限 ※1 除り ※2 ふい ※2 ふない ※1 にく	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿で床面積の合計が4,000㎡を超えるもの3店舗、飲食店等で床面積の合計が1,000㎡を超えるもの4ホテル又は旅館5ボーリング場、スケート場、水泳場等6カラオケボックス等7マージャン屋、ぱちんこ屋等8劇場、映画館等9キャバレー、料理店等10自動車教習所11自動車車庫※11倉庫業を営む倉庫13床面積の合計が15㎡を超える畜舎14工場※215危険物の貯蔵又は処理に供するもの※1		ない。 1 住来 2 共合語 de fe	ング場、スケート場、水泳場等 ケボックス等 ャン屋、ぱちんこ屋等 映画館等 レー、料理店等 教習所 車庫 ※1 を営む倉庫 の合計が 15 ㎡を超える畜舎

	建築物の 敷地面積の 最低限度	500 m²				
	壁面の位置 の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線まで の距離は1.5m以上とする。				
	建築物の 高さの 最高限度	1 20m以下 2 5 m+0.6L以下(L=地区計画の区域 の境界線までの真北方向の水平距離)	1 15m以下 2 5 m+0.6L以下(L=地区計画の区域 の境界線までの真北方向の水平距離)			
	建築物等の 形態意匠の 制限	建築物の屋根及び外壁の色彩並びに屋外広告物の色彩、大きさ及び形状は、地区 周辺の景観に配慮したものとする。				
	建築物の 緑化率の 最低限度	15%				

### (内容)

恩田駅南地区は、青葉区の西部、こどもの国線恩田駅に近接し車両工場が立地しています。

車両工場は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づく車両の重要部検査・全般検査等を行う工場であり、神奈川東部方面線の整備等に伴う検査車両の増加に対応するため、また、都市基盤施設である公共交通機関の安全性の確保及び災害時の早期復旧を主とした事業計画の実現による防災性の向上等を図るため、機能強化を行う必要があります。

横浜市都市計画マスタープラン青葉区プランにおいて、恩田駅周辺は、生活拠点として位置付けられており、住民の身近な生活の利便性を向上させるため、周辺環境に配慮しながら、必要な機能の誘導を図ることが求められています。

本地区内に立地する車両工場において、公共交通機関の安全性の確保や防災性の向上に資する機能強化を図るとともに、これらの機能強化を契機に、近隣の住宅地や親水広場など周辺環境との調和を図りながら、周辺の生活利便性向上のための公益施設等の立地を図るため、区域区分を変更し、市街化区域に編入するとともに、恩田駅南地区地区計画を決定します。



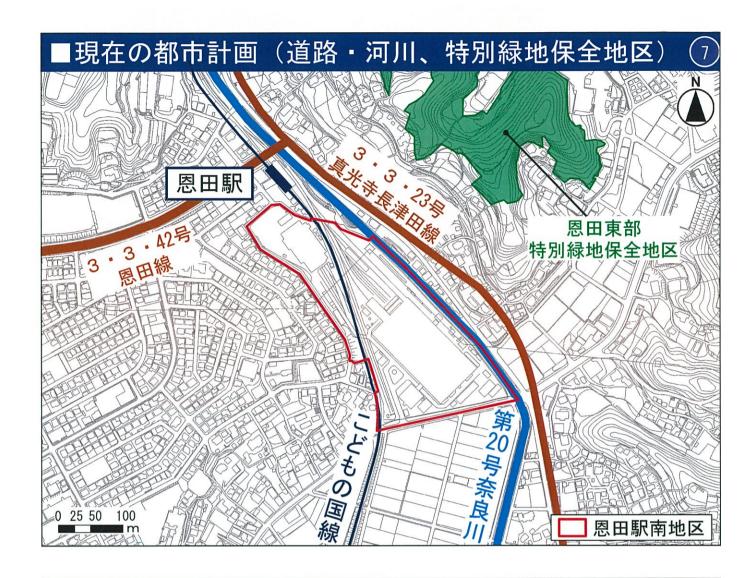












## ■都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(8)

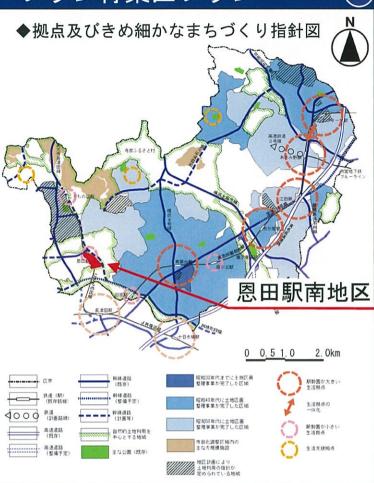
- 3 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
  - (2) 区域区分の方針
    - ① 基本的な考え方
      - ウ 線引き見直し
        - (ア) 横浜型のコンパクトな市街地形成を目指すため、優良農地などの保全等の面から農林漁業との調和を図るとともに、既に市街化区域と同様の水準と認められる区域を市街化区域へ編入し、鉄道駅・高速道路インターチェンジ周辺、米軍施設跡地、既存施設の機能更新が見込まれる業務・工業系用地及び港湾機能の強化等を目的に新たに造られた埋立地において、戦略的・計画的に土地利用を進める区域及び市街化区域の縁辺部等においてまちづくりが進められる区域は、地域の合意形成、事業実施の見通しが立った際には、地区計画によるまちづくり等と併せて随時市街化区域へ編入する。

## ■横浜市都市計画マスタープラン青葉区プラン

土地利用計画

(住宅地及び拠点づくり)

恩田駅周辺は、駅勢圏が 小さい生活拠点として位置 付けられており、住民の身 近な生活の利便性を向上さ せるため、周辺環境に配慮 しながら、生活拠点とり 必要な機能の誘導を図りま す。



## ■まちづくりの経緯

(10)

昭和47年

鉄道車両の検査等を行う工場として操業を開始する。

昭和58年~平成2年

地区の西側一帯は、土地区画整理事業により住宅地が形成されている。

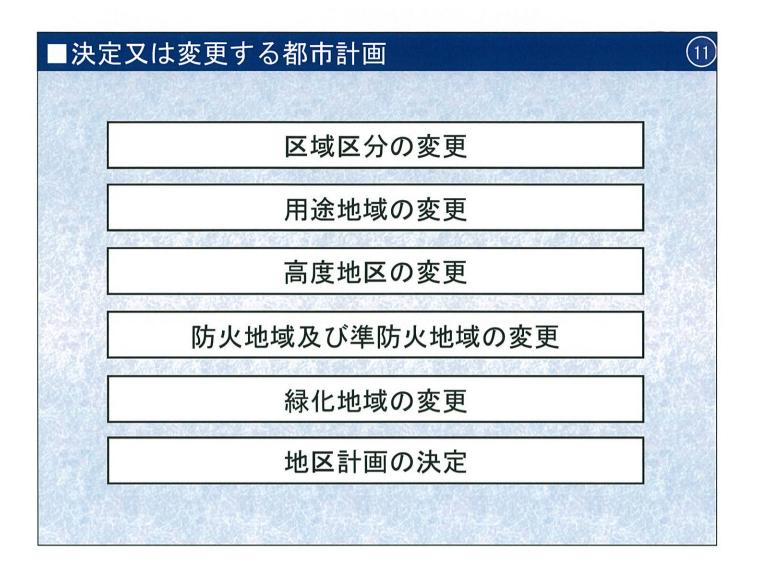
平成12年

恩田駅は、こどもの国線の通勤線化に伴い新設される。

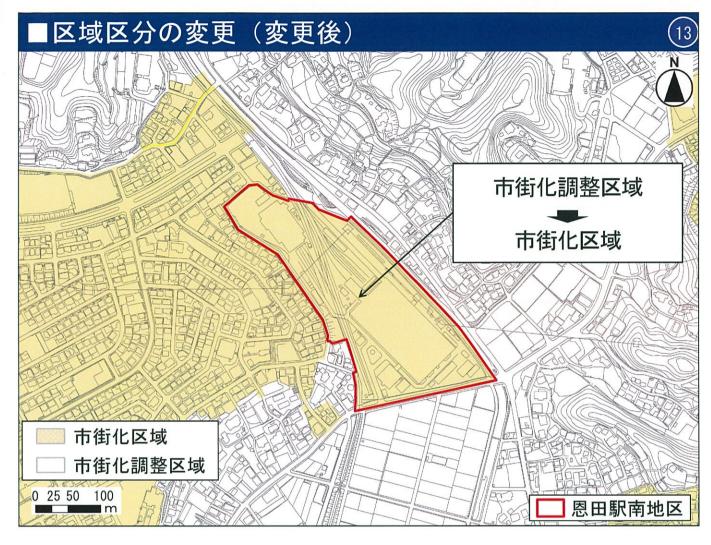
・鉄道ネットワークの整備促進などに伴う検査車両の増加に対応する ため、また、公共交通機関の安全性の確保及び防災性の向上等を 図るため、機能強化を行う必要がある。

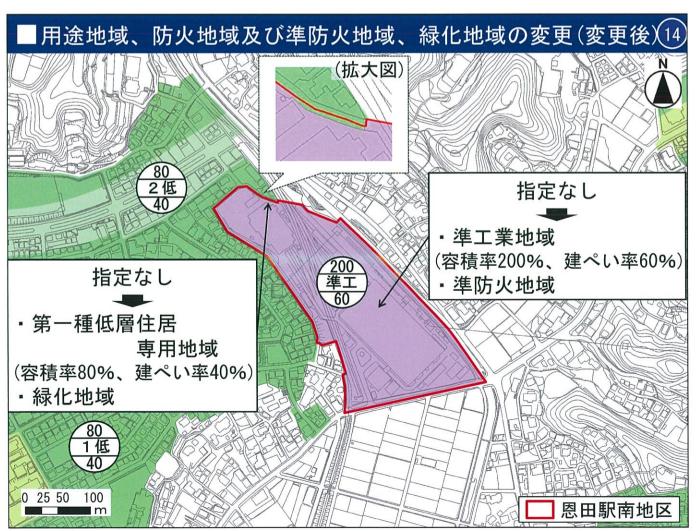


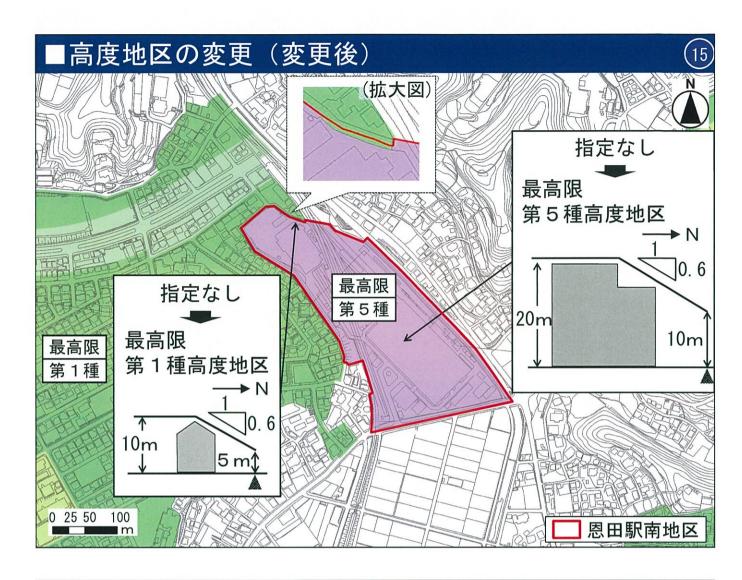
・これらの機能強化を図るとともに、周辺環境との調和を図るため、 市街化区域に編入し、地区計画等を都市計画決定・変更する。

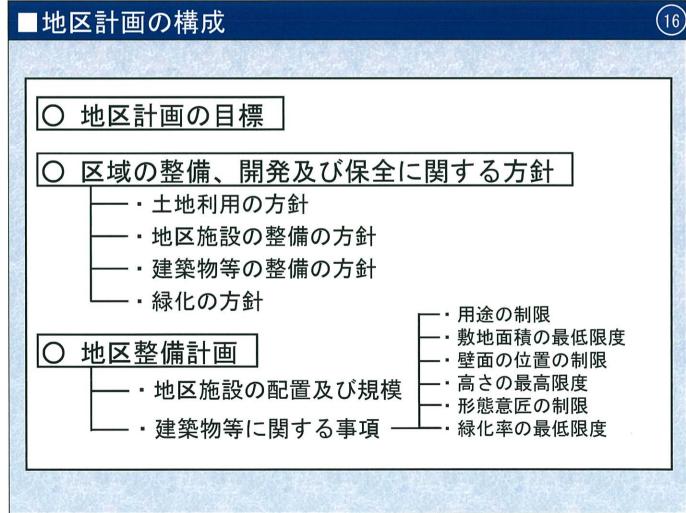










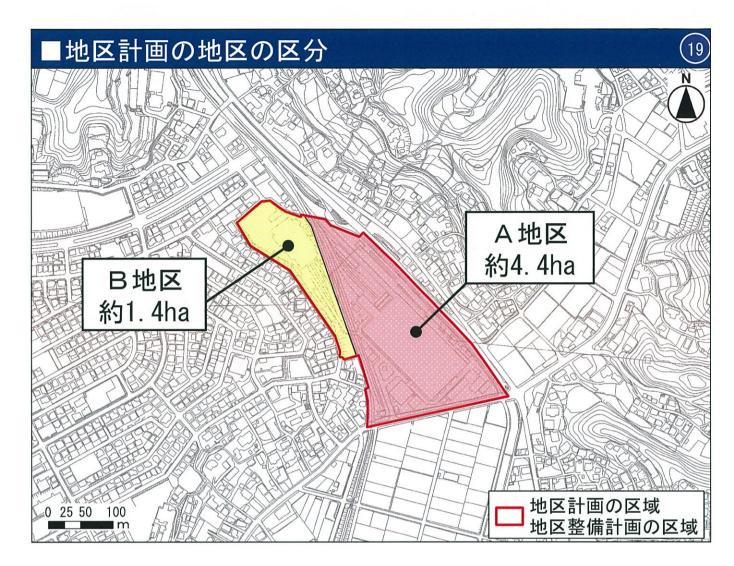




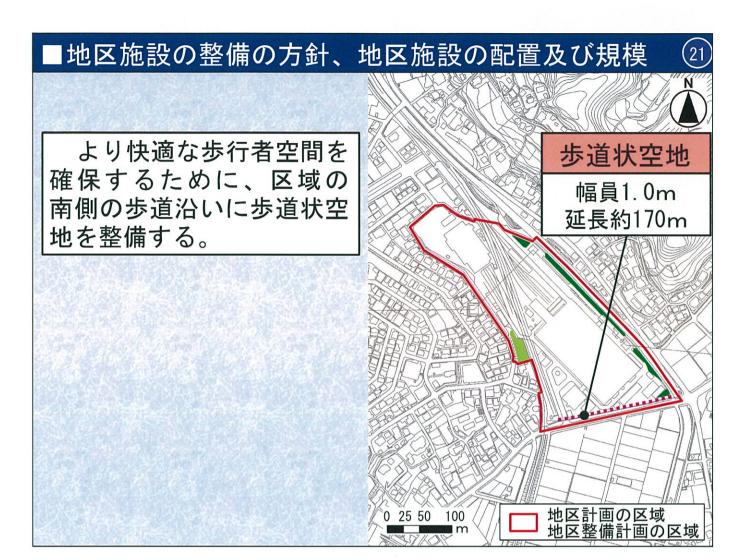
■地区計画の目標

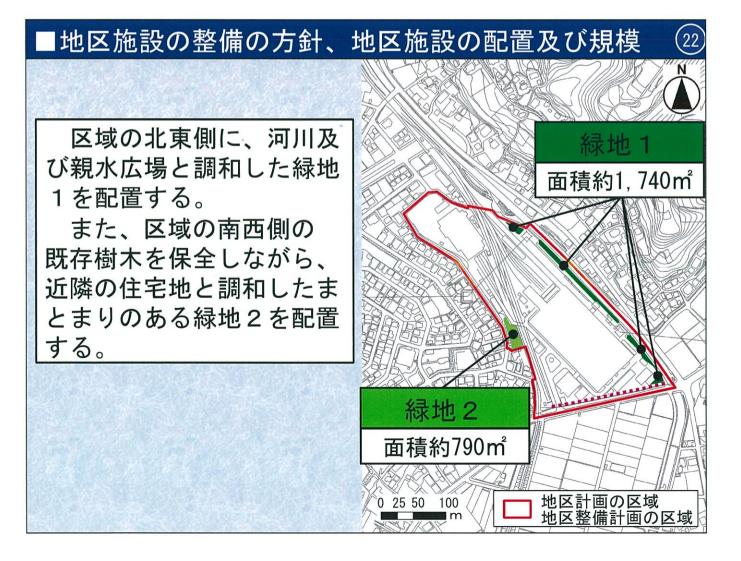
# 地区内に立地する車両工場において、公共交通機関の安全性の確保や防災性の向上に資する機能強化を図るとともに、これらの機能強化を契機に、近隣の住宅地や親水広場など周辺環境との調和を図りながら、周辺の生活利便性向上のための公益施設等の立地を図ることを目標とする。

(18)



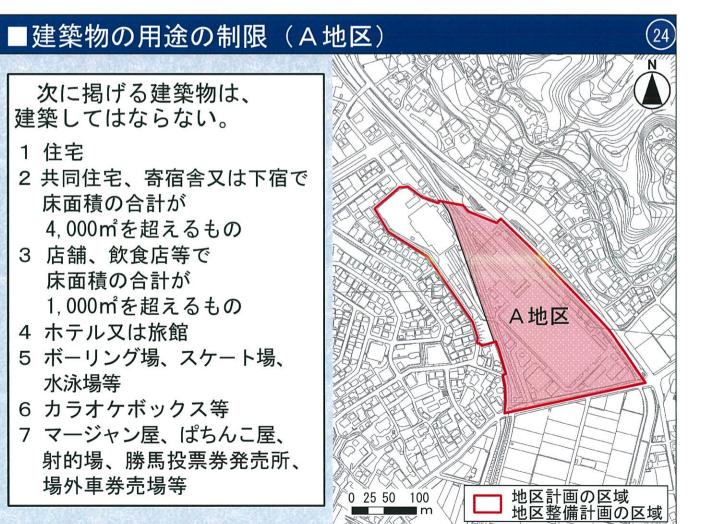






# 河川や親水広場、近隣住宅地など周辺環境との 調和を図り、既存樹木を保全しながら緑化を推進 する。

■緑化の方針



## 次に掲げる建築物は、

建築してはならない。

- 8 劇場、映画館、演芸場若しくは 観覧場又はナイトクラブ等
- 9 キャバレー、料理店等
- 10 自動車教習所
- 11 自動車車庫 ※1
- |12 倉庫業を営む倉庫
- 13 床面積の合計が 15㎡を超える畜舎
- 14 工場 ※2
- 15 危険物の貯蔵又は 処理に供するもの ※1

|※1:除外規定あり

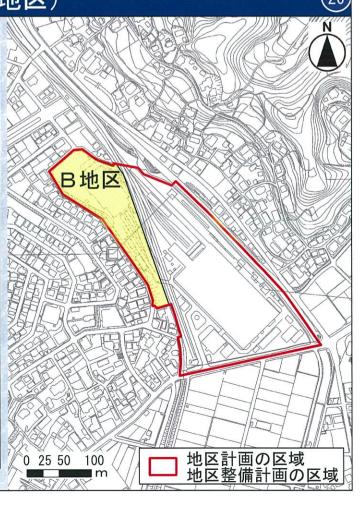
※2:本地区にふさわしくない工場



## ■建築物の用途の制限(B地区)

次に掲げる建築物は、 建築してはならない。

- 1 住宅
- 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿で 床面積の合計が 2,000㎡を超えるもの
- 3 店舗、飲食店等で 床面積の合計が 150㎡を超えるもの
- 4 ホテル又は旅館
- 5 ボーリング場、スケート場、 水泳場等
- 6 カラオケボックス等
- 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、 射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場等



## ■建築物の用途の制限(B地区) 次に掲げる建築物は、 建築してはならない。 8 劇場、映画館、演芸場若しくは 観覧場又はナイトクラブ等 9 キャバレー、料理店等 10 自動車教習所 11 自動車車庫 ※ 1 12 倉庫業を営む倉庫 13 床面積の合計が 15㎡を超える畜舎 14 工場 ※2 15 危険物の貯蔵又は 処理に供するもの ※1 ※1:除外規定あり ※2:本地区にふさわしくない工場 地区計画の区域 地区整備計画の区域

0 25 50 100

